

かいごほけん 介護保険

かいごほけん こうれいしゃ しゃかいぜんたい ささ あ せいど
～介護保険は、高齢者を社会全体で支え合う制度です～



かいごほけん 介護保険の5つのポイント

- 1 かいごほけん しちょうそん うんえい さいいじょう ひと かにゆう
介護保険は、市町村が運営し、40歳以上の人が加入しています。
- 2 かいご さい りよう
介護サービスは65歳から利用できます。
※主に老化によって起こる病気（末期がん等）の場合は40歳から
りよう
利用することもできます。
- 3 かいご りよう ようかいごにんてい ひつよう
介護サービスを利用するには、要介護認定が必要です。
- 4 ざいたく しせつ ちいきみちやくがた りよう
在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどが利用で
きます。
※要介護認定されなくても利用できるサービスもあります。
- 5 こうれいしゃ ひつよう かいご えら
高齢者に必要な介護サービスを選ぶことができます。

おさ ほけんりよう かいごほけん な た
※みなさまの納めた保険料で介護保険は成り立っています。

といあわ さき
問合せ先

みやこのじょうしかいごほけんか
都 城 市 介 護 保 険 課 TEL : 0986-23-2114

くわ
詳しくは、介護保険課のホームページをご覧ください。



介護サービス利用までの流れ

1 相談する

生活する中で何か困ることが出てきたら

介護保険課、総合支所地域生活課または地域包括支援センターに相談します。

2 申請する

介護保険課、総合支所地域生活課、市民センター(リモート窓口)で申請します。

申請は、本人または家族・後見人のほかに、地域包括支援センターや

居宅介護支援事業所等に代行してもらうことができます。

3 調査する

市役所の人(調査員)が来て、身体のことや生活のこと等を調査します。

市役所が、本人のかかりつけ医に意見書を依頼します。

4 認定する

要支援1・2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

数字が大きいほど介護の手間が大きくなります。

5 介護サービスを利用する

ケアマネジャー(介護を必要とする人やその家族を支援する専門職)に

自分の要望を伝え、相談しながらケアプランを作成してもらいます。

要支援1・2の人は地域包括支援センター、

要介護1～5の人は居宅介護支援事業所へ相談します。

サービスの内容

訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)、福祉用具貸与、

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、住宅改修等

※介護保険施設に入所して受けるサービスもあります。